

議発第1号議案

豊川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

豊川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年3月21日提出

提出者 豊川市議会議会運営委員長 野 本 逸 郎

豊川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

豊川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年豊川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 (略) 2～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報に該当するものをいう。 11～13 (略) (利用停止請求権) 第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 ^ア が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1) 次のいずれかに該当するとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去 ア (略) イ 番号法第20条の規定に違反して収集	(定義) 第2条 (略) 2～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） <u>第2条第8項</u> に規定する特定個人情報に該当するものをいう。 11～13 (略) (利用停止請求権) 第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 ^ア が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1) 次のいずれかに該当するとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去 ア (略) イ 番号法第20条の規定に違反して収集

され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき (2) (略) 2・3 (略) 第54条 職員若しくは職員であった者又は第9条第2項若しくは第16条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を取得したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき (2) (略) 2・3 (略) 第54条 職員若しくは職員であった者又は第9条第2項若しくは第16条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を取得したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
---	---

附 則

- この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第2条第10項及び第39条第1項第1号の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、刑法等の一部を改正する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。